

開 会 式

〔一同起立〕

○事務局長（梅本雅史君）　ただいまから開会式を行います。議長から挨拶をいただきます。

〔議長　松岡正人君登壇〕

○議長（松岡正人君）　開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

二〇二六年二月から三月にかけて開催されましたミラノ・コルティナ冬季オリンピック・パラリンピックにおいて出場され、活躍された当県ゆかりの選手七名の栄誉をたたえるため、先月十七日に表彰式が行われました。特に、スノーボード女子ビッグエアにて金メダル、女子スロープスタイルにて銅メダルを獲得された村瀬心椛選手には、県内七人目となる県民栄誉大賞が贈られました。表彰された七名の選手に対し、心からお祝いを申し上げるとともに、今後のさらなる御活躍を期待しております。

一方で、イラン情勢をはじめ国際情勢の緊張により、原油価格の上昇に伴う物価高騰がさらに加速化する中、県民生活や地域経済への影響が懸念され、県を取り巻く状況は楽観視できない状況になっていると考えております。県民生活の安定と地域経済の持続的発展に向け、県議会といたしましても、負担軽減や社会経済活動の回復に全力で取り組んでまいる所存です。

さて、本日、令和八年第三回岐阜県議会定例会が招集されましたところ、議員各位の御参集を得て、ここに開会の運びとなりました。本定例会に提出されております各案件は、いずれも重要な案件であります。県議会

に課された役割を十分に果たし、県民の声を県政に反映できますよう、十分な御審議をいただきますようお願いいたします。

議員並びに執行部各位におかれましては、議事運営に格別の御協力をお願いいたしまして、開会の御挨拶といたします。

(拍 手)

○事務局長（梅本雅史君） 知事から挨拶をいただきます。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和八年第三回岐阜県議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程いたしました各案件は、いずれも県政運営にとって重要なものでございますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍 手)

○事務局長（梅本雅史君） これをもちまして開会式を終わります。御着席願います。

〔一同着席〕

議 事 日 程（第 一 号）

令和八年六月二十三日（火） 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議第七十三号から議第八十四号まで
- 第四 県議第七号

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 一 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 一 日程第二 会期の決定について
- 一 日程第三 議第七十三号から議第八十四号まで

第一号 六月二十三日

第一号 六月二十三日

日程第四 県議第七号

出席議員

四十四人

十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	三番	二番	一番
伊藤英生君	中川裕子君	森治久君	黒田弘君	牧秀憲君	今井瑠々君	和直也君	長谷泰幸君	平恭子君	判治信君	辻俊貴君	木村千秋君

第一号 六月二十三日

三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番
田中勝士君	高殿尚君	長屋光征君	国枝慎太郎君	布俣正也君	水野吉近君	酒向薫君	広瀬修君	恩田佳幸君	安井忠君	藤本恵司君	今井政嘉君	所野竜也君	平野祐輝君	小川祐基君	森益壽君	山内房之君	澄川

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

欠 席 議 員 一 人

三十四番 小 原 尚 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	梅 本 雅 史
総 務 課 長	田 中 由 美 子
議 事 調 査 課 長	此 島 祐 司
議事調査課管理調整監	大 平 洋 右
同 課 長 補 佐	佐 藤 由 子
同 係 長	遠 藤 俊 輔
同 主 査	堀 部 貴 子

説明のため出席した者の職氏名

堀 渡 小 桑 中 田 海 保 兼 平 松 野 工 足 江
 辺 島 田 西 口 蔵 科 松 野 本 崎 藤 立 崎
 智 幸 光 善 浩 博 敏 伸 孝 順 眞 由 葉 禎
 考 司 則 晴 之 史 晃 実 和 之 志 司 香 子 英
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

林	政	部	長	長	谷	川	雅	樹	君
県	土	整	備	部	長	藤	井	忠	直
都	市	建	築	部	長	飯	島	竜	二
都	市	建	築	部	リニア	戸	田	克	稔
教	育	部	長	堀	田	貴	雄	君	
警	察	本	部	長	三	田	豪	士	君
代	表	監	査	委	員	鈴	木	祥	一
人	事	委	員	会	事	務	局	長	陽
廣	大	野	瀬	雅	史	君			
労	働	委	員	会	事	務	局	長	君

+++++

六月二十三日午前十時二分開会

○議長（松岡正人君） たいまいから令和八年第三回岐阜県議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第一 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

第一号 六月二十三日

お諮りいたします。この定例会の会議録署名議員に、七番 和田直也君、十三番 伊藤英生君、十九番 所 竜也君、二十番 今井政嘉君、二十八番 布俣正也君を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、それぞれ指名のとおり決定いたしました。

+++++

○議長（松岡正人君） 諸般の報告をいたします。

岐阜県議会議規則第二百二十四条第一項ただし書の規定により、お手元に配付の報告書のとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

その他の報告については、書記に朗読させます。

（書記朗読）

議案の提出について

知事から、本日付をもつて、お手元に配付のとおり、議第七十三号 令和八年度岐阜県一般会計補正予算外十一件の議案の提出がありました。

専決処分の報告について

知事から、本日付をもつて、お手元に配付のとおり、地方自治法第百八十条第二項の規定により、報第十九

号 損害賠償の額を定めることについて外四件の専決処分の報告がありました。

発案書の提出について

議員から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、県議第七号 岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例についての発案書の提出がありました。

繰越計算書の報告について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、報第二十四号 令和七年度岐阜県一般会計繰越明許費繰越計算書外二件について、関係法令の規定に基づき、報告がありました。

その他法令に基づく報告について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第四条の規定により、報第二十七号 令和七年度「清流の国ぎふ」創生総合戦略に係る実施状況についての報告がありました。

法令に基づく書類の提出について

知事から、本日付をもって、お手元に配付のとおり、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、県の出資に係る一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団外二十九法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。

例月出納検査の結果に関する報告の提出について

監査委員から、お手元に配付のとおり、令和八年五月二十七日付をもって、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告の提出がありました。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第二 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から七月九日までの十七日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よつて、会期は本日から七月九日までの十七日間と決定いたしました。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第三を議題といたします。

提出議案に対する知事の説明を求めます。知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） それでは、本日提出いたしました議案の説明に先立ちまして、県政をめぐる最近の状況について御報告を申し上げます。

まずは、今年度策定します新たな総合戦略の策定状況について申し上げます。

この総合戦略は、今後十年間の本県を取り巻く課題を整理し、それらの解決に向けた政策の方向性を五か年の計画として分かりやすくお示しするものでございます。

策定に当たりましては、本年四月に各界有識者による岐阜県未来戦略会議を立ち上げ、本格的な議論を開始しております。また、今回初めての試みとして、県民の皆様に対して、戦略の骨子案を策定する前の段階から幅広く御意見を伺うこととし、先月二十六日から県のホームページで意見募集を開始いたしました。このほか、各種団体や市町村の皆様にも御意見を伺っており、今後はいただいた幅広い御意見を踏まえ、年度内の策定を目指してまいります。

次に、働いてもらい方改革について申し上げます。

今月十日に県内企業の先進的な取組をまとめた優良事例集第五弾を発表いたしました。また、これまで紹介してまいりました優良事例五十社を分析したところ、いずれの企業も従業員目線で働きやすさの追求と生産性の向上の取組を効果的に組み合わせているという共通点が見えてきましたことから、併せて働いてもらい方改革のポイントを発表させていただきました。

また、優良事例を横展開するため、今月十三日と十四日の二日間、新たな合同企業展、働いてもらい方改革企業展「岐阜WORKフェス」を開催いたしました。本イベントは、これまで開催してまいりました合同企業展オール岐阜・企業フェスを発展させ、働いてもらい方改革を広く浸透させる機会として、優良事例企業のほか、既に取組を実践している企業や今後取り組みようとしている企業に限定し、百七十九社に出展していただきました。当日は四百五十人の方に御来場いただき、各企業には自社の働きやすさを積極的にPRしていただいたところでございます。

今後もこうした取組を通じて、若者や女性の県内定着を図り、高齢の方や障がいのある方などの活躍の場や社会参加の創出を目指してまいります。

次に、ぎふモーニングプロジェクトについて申し上げます。

本年一月から県内の喫茶店を活用し、喫茶店に通う方の健康状態を把握する健康管理モニター事業を実施しております。その一環として、岐阜県図書館に新しくオープンしました純喫茶もくじ堂におきまして、先月二十二日と三十日の二日間、レクリエーション体験や栄養相談などの健康体験イベントと、健康講座や健康管理アプリの説明などの健康管理モニター事業を実施いたしました。

また、県と県警本部による共同宣言「STOP! 特殊詐欺 オール岐阜アクション二〇二六」に基づく取組として、特殊詐欺対策に関する説明や対策アプリの導入促進などの啓発活動も行ったところでございます。今後も、県民の皆様が意識することなく、自然と健康になっていただけるよう取組を推進してまいります。

次に、日本とスペインの観光交流の拡大や連携強化を目的としました日西合同協力委員会の開催について申し上げます。

この委員会は、令和四年に日本とスペインで締結された観光分野の協力覚書に基づく観光庁主催の会議で、昨年一月にスペインのマドリッドで第一回目の会議が開催されました。今回、第二回となる会議が実施されるに当たり、国内最初の開催地として本県が選ばれ、あさって二十五日に開催されるところでございます。

本県は、スペインからの宿泊客数が全国上位であることに加え、本県在住であったパイプオルガン建造家がスペインのサラマンカ大聖堂のオルガン修復に携わったことを契機に、サラマンカホールを整備するなど、長年にわたって友好関係を築いているところでございます。

会議後は、両国の関係機関の方々をお迎えし、歓迎レセプションを開催するとともに、長良川鵜飼いを観覧いただくほか、翌二十六日には参加者向けに高山市の古い町並み、白川郷、馬籠宿への観光見学ツアーを実施し、本県魅力をふんだんに感じていただきたと考えております。

次に、今年八月に高山市において本県で初めての開催を予定しております第十回「山の日」記念全国大会について御紹介をさせていただきます。

記念式典では、地元高校生や林業関係者の方々に山の未来への展望や希望を発信していただくとともに、県から森林の現状と課題への提言などを行うトークショーのほか、大会ならではの行事であります地域の子供や若者が山への親しみや感謝のメッセージとともに鐘を鳴らす山鐘（さんしょう）などを実施していただきます。また、山の日を一日楽しんでいただくための歓迎フェスティバルでは、林業や自然を体験できるイベントをはじめ、本県が誇る自然公園やアウトドア資源など、山や自然の魅力を広く発信する各種イベントを予定しております。現在、その成功に向けて準備を進めており、本大会を山への感謝を行動に移す契機としてまいります。

次に、バイオコークスの普及推進に向けた取組について申し上げます。

本県では、昨年八月に岐阜県バイオコークス普及推進研究会を設置し、利用可能性や脱炭素への貢献などの観点から研究を進めてまいりました。今年三月には、その成果として、国への提言を含む報告書を取りまとめ、五月には資源エネルギー庁長官及び林野庁長官に対し、バイオコークスを国全体として普及・推進するよう要請を行ったところでございます。

さらに、今月十八日には、今年度第一回目の研究会を開催し、重油等の代替可能性や安定的な原材料供給な

どの研究を進めているところでございます。今後もバイオコークスの全国的な普及に向けた取組を一層推進してまいります。

次に、県庁舎二十階展望ロビーにおける作品展示について申し上げます。

昨年度から二十階展望ロビーを土・日・祝日も開放してまいりましたが、県民の皆様により一層御活用いただくため、個人や事業所の方々が所蔵されます絵画の展示や創作活動の発表の場として活用することといたしました。

開催に当たりまして作品の募集を行ったところ、十八の団体及び個人の皆様から御応募をいただきました。

展示はおおむね二週間から三週間ごとに作品を入れ替え、その第一弾を先月二十日から今月七日まで行い、現在は第二弾として今月二十七日まで開催しております。今後も御応募いただいた作品を順次展示してまいります。こうした取組を通じて、引き続き展望ロビーをはじめとする県有施設の最大限の活用を図ってまいります。

次に、危機管理事案への対応について申し上げます。

先月二十九日に国、全市町村、自衛隊、ライフライン事業者など七十一団体、約四百七十名に御参加いただき、豪雨災害を想定した防災訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、同日に運用開始された新たな防災気象情報を踏まえ、情報伝達や避難対策などについて、市町村や関係機関との連携手順を確認したところでございます。この訓練で得た経験を生かし、関係機関との連携をさらに強化し、本格的な出水期に向けて万全の体制で対応してまいります。

次に、リニア中央新幹線を活用したまちづくりについて申し上げます。

先月二十五日に県内全市町村長や経済・観光関係者などで構成します岐阜県リニア中央新幹線活用戦略研究

会を約四年ぶりに開催をいたしました。当日は会員の皆様など七十六名の出席をいただき、本年度に予定しております岐阜県リニア中央新幹線活用戦略の改定に向け、意見交換を行っていただきました。

リニアの開業時期につきましては、静岡県専門部会におけるＪＲ東海との対話が完了したことを受け、静岡工区が着工すれば、早ければ十年後の開業もあり得るという状況でございます。このため、今後はリニアを活用した具体的なまちづくりを加速させていく必要があります。

また、リニア開業の効果は、東濃・可茂圏域に限られるのではなく、県内全域に波及させていくことが重要であり、こうしたことも踏まえて、活用戦略の改定などに取り組んでまいります。

一方で、瑞浪市大湫町では、トンネル工事の原因とした地下水位の低下や地盤沈下が発生しており、工事が中断している状況でございます。本県としては、この問題に最優先で対応するとともに、関係地域の住民の皆様にも納得いただけるよう、引き続きＪＲ東海に対して丁寧な対応を求めてまいります。

最後に、経済産業省が発表いたしました工業立地動向調査の結果について御報告をさせていただきます。

本県における昨年の製造業等の工場立地件数は七十二件、立地面積は百四ヘクタールとなり、立地件数、立地面積とも全国一位となりました。主な要因としては、東海環状自動車道などの整備が進んだことや、工場用地の強固な地盤などに加えて、県と市町村が連携して用地開発や企業誘致を積極的に展開したことなどが大きな成果につながったものと考えております。本県では、人やモノが集まる岐阜県づくりを進めているところであり、今回の結果は、その取組の一つの象徴的な事象として大変喜ばしいものと考えております。今後とも、企業のニーズに丁寧に応じ添った企業支援や市町村との連携強化を図り、選ばれる岐阜県となるよう積極的に取組を進めてまいります。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたします。

今回御審議いただきます案件は、予算関係一件、条例関係四件、契約その他関係七件の計十二件でございます。

初めに、議第七十三号 令和八年度岐阜県一般会計の補正予算、総額二十億円余につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

まず、遠隔医療のためのＩＣＴ機器などの導入により、業務効率化や職場環境改善に取り組み、生産性の向上を図る医療機関に対し当該経費を支援するほか、施設整備を行う医療機関に対し、建築資材高騰分に係る経費を支援してまいります。また、集約化が困難な地域に所在する分娩取扱施設に対し、その機能の維持に必要な経費を支援してまいります。加えて、物価高騰対策として、国の交付金を活用し、特別高压電力を契約する中小企業やＬＰガスを使用する一般消費者などへの支援を実施いたします。

次に、議第七十四号から議第七十七号までは条例の改正でございます。

その主なものといたしまして、議第七十四号は、地方税法の一部改正に伴い、個人県民税について、少額投資非課税制度、いわゆるＮＩＳＡが十八歳未満にも解禁されたことに伴い、要件に反した払出しがあった場合の課税方法を定めるほか、特定暗号資産、いわゆる仮想通貨を譲渡した場合の課税方法を定めるなど、岐阜県税条例等の一部を改正するものでございます。

議第七十五号は、いわゆることも性暴力防止法の施行に伴い、認定ことも園等の設置者に対し、業務に従事する者に係る犯罪事実の確認など、必要な措置を講じることを義務づけるための改正を行うものでございます。議第七十八号から議第八十四号までは、契約その他の案件でございます。

岐阜県防災情報通信システム衛星系設備更新工事の請負契約の締結のほか、荒田川ポリ塩化ビフェニル廃棄物撤去工事の請負契約の変更、岐阜県防災情報システム機器の取得、徳山ダム上流の山林の取得、県立特別支援学校で使用するスクールバスの取得、県立高等学校で教員が使用するパーソナルコンピュータの取得、学校間総合ネット機器の取得について、それぞれ議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わります。議員各位におかれましては、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

+++++

○議長（松岡正人君） 日程第四を議題といたします。

ただいまから、県議第七号 岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例についての案件に対する提出者の説明を求めます。

四十七番 岩井豊太郎君。

〔四十七番 岩井豊太郎君登壇〕

○四十七番（岩井豊太郎君） ただいま議題となりました県議第七号 岐阜県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例につきまして、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

令和六年度議員提案条例検証特別委員会において、岐阜県文化芸術振興基本条例については、高齢者や障がい者をはじめとした多様な人々が文化芸術活動に参加でき、その振興が図られるよう条例の見直しを検討

すべきこととされました。

また、国においても、文化芸術基本法の一部改正によって、地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務等が規定されたことを踏まえて、条例の見直しをする必要があると考えるものであります。

こうしたことから、年齢や障がいの有無等にかかわらず文化芸術活動に参加できるような環境整備、学校教育における文化芸術活動の充実、県民の意見を反映した文化芸術の振興に関する基本的な計画の策定などを新たに盛り込むために条例改正を行おうとするものであります。

なお、本条例の検討に際しましては、本年二月に県政自民クラブ、県民クラブ、県議会公明党、日本共産党による検討会を設置し、議論を進めてまいりました。さらに、パブリックコメントを実施し、県民の方から広く御意見を伺った上で本日の提案とさせていただいたところであります。

この条例により、本県における文化芸術振興施策の総合的な推進、心豊かな県民生活及び活力にあふれた地域社会が実現することを心から希望するものであります。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

+++++

○議長（松岡正人君）

お諮りいたします。議案精読等のため、明日から六月三十日までの七日間休会といたします。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（松岡正人君） 御異議なしと認めます。よって、明日から六月三十日までの七日間休会とすることに決
定いたしました。

○議長（松岡正人君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

七月一日は午前十時までに御参集願います。

七月一日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十時二十七分散会

+++++

+++++

第二号 六月二十三日